

議案第 5 号

令和 5 年度小松島市競輪事業特別会計予算

令和 5 年度小松島市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,840,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、4,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の同一款内で各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和 5 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		24,467,384
	1 事業収入	24,467,384
2 財産収入		1,118
	1 財産運用収入	1,118
3 繰入金		273,273
	1 基金繰入金	273,273
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 雑収入		98,125
	1 使用料	797
	2 雑収入	97,328
歳入	合計	24,840,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 競輪事業費		24,733,682
	1 総務費	455,249
	2 競輪開催費	24,278,433
2 公債費		200
	1 公債費	200
3 諸支出金		101,118
	1 基金費	1,118
	2 繰出金	100,000
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	24,840,000